3　部隊
この了解の下で、任務地域に配備された政府の全ての編成単位、要員及び装備をいう。
4　部隊所有装備品
ＭＩＮＵＳＴＡＨの活動の遂行に当たり、政府の部隊によって配備され、及び使用される主要装備品、小規模の装備品及び消耗品をいう。
5　国際連合が整備の責任を有する形態の提供
部隊所有装備品に対する支払制度であり、政府が装備品をＭＩＮＵＳＴＡＨに提供し、国際連合がその整備の責任を有するものをいう。政府は、配備された主要装備品及び小規模の装備品を自国のために軍事上の資源として使用できないことに対し支払を受ける。
6　環境条件係数
極度の山岳の条件、気候条件及び地形条件のために政府が負担する増加額を考慮し、主要装備品並びに自隊維持のための装備品及び役務の支払月額に適用される係数をいう。この係数は、相当な追加の経費が予想される場合にのみ適用される。
7　司令官
国際連合事務総長の権限の下で任命され、ＭＩＮＵＳＴＡＨにおける全ての軍事活動に責任を有する将校をいう。
8　緊急放棄
司令官若しくは権限を与えられたその代理者によって承認された決定又は交戦規則中の規定に基づき、装備品及び補給品の保管及び管理を放棄する行動をいう。
9　一般公正市場価格
支払のための装備品の評価をいう。この評価は、標準初期購入価格に、主要な資産価値の上昇を加算し、並びにインフレーションによる調整及び事前の使用による減額をした額と、新規代替品購入額とを比較し、より低額である方として算定される。一般公正市場価格は、任務遂行に当たって関連する装備品の附属品を全て含む。
10　ＭＩＮＵＳＴＡＨの長
国際連合安全保障理事会の同意を得て国際連合事務総長によって任命され、ＭＩＮＵＳＴＡＨにおける国際連合の全ての活動に責任を有する特別代表又は司令官をいう。
11　敵対行為
一以上の交戦者の行動から生ずる事故であり、政府の要員又は装備品に対し、直接かつ著しい悪影響を及ぼすものをいう。別個の行為でも、それらが共通の背景に基づき相互に関連する場合には、一の敵対行為とみなすことができる。
12　敵対行為・緊急放棄係数
亡失又は損傷を政府に補償するため、自隊維持に対する支払月額の各分類及び政府が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額の予備部品の要素（又は見積整備月額の半分）に適用される係数をいう。
13　長距離輸送係数
政府が整備の責任を有する形態の提供制度の下で、予備部品及び消耗品の輸送に係る増加経費を補償するための係数をいう。
14　高負担活動条件係数
与えられた任務の範囲、補給線の長さ、民間の修理及び支援施設を利用できないことその他活動の危険及び条件により生ずる増加経費を政府に補償するため、主要装備品並びに自隊維持のための装備品及び役務に対する支払月額に適用される係数をいう。
15　亡失又は損傷
装備品又は消耗品の全部又は一部の滅失をいう。
16　整備に係る支払月額
主要装備品を規定の規格に従って稼働可能とし、また、任務地域から撤収する際に、稼働可能な状態にして送還するために必要とされる予備部品、契約修理並びに第三及び第四ラインの整備に係る経費を政府に補償するための支払月額をいう。第一及び第二ラインの整備に係る人件費は、別途支払われるため、整備に係る支払月額から除外される。整備に係る支払月額は、予備部品の一般的な輸送経費を補償する輸送割増を含む。整備に係る支払月額は、政府が整備の責任を有する形態の提供に係る支払月額の一部を構成する。
注　第一ラインの整備　部隊による整備
第二ラインの整備　ＭＩＮＵＳＴＡＨのレベルで行われる整備
第三ラインの整備　しばしば契約の下で行われる現地若しくは自国の工業施設又は国際的な工業施設による整備
第四ラインの整備　全面的な整備
17　主要装備品
両当事者が決定する部隊の任務に直接関連する主要な品目をいう。主要装備品は、分類ごと又は個別に取り扱われる。主要装備品の分類ごとに別個の支払月額が適用される。これらの額は、主要装備品のために用いられる小規模の装備品及び消耗品に対する支払を含む。
18　小規模の装備品
部隊のために用いられる装備品（例えば、給食、宿舎、非専門的な通信及び土木その他の任務に関連する活動のために用いられるもの）をいう。小規模の装備品については、個別の会計は、必要とされない。小規模の装備品は、主要装備品のために用いられるものと要員のために直接的又は間接的に用いられるものとの二つに分類される。要員のために用いられる小規模の装備品については、自隊維持に対する支払月額が適用される。
19　不可抗力事故
偶発的な事故又は装備品の使用者若しくは保管者の過失によって生じた事故をいい、これらの者の悪意又は重大な過失によるものは、含まない。
20　自隊維持
ＭＩＮＵＳＴＡＨにおける派遣部隊に対する補給支援の概念であって、支払を受けるとの前提で政府が国の部隊に対する特定又は全ての補給支援を提供することをいう。
21　不当行為
国際連合行動基準、任務に特有の規則又は二千四年七月九日にポルトープランスにおいて作成されたハイチにおける国際連合活動の地位に関する国際連合とハイチ政府との間の協定に従ってハイチ若しくはドミニカ共和国の関連の法律及び規則を尊重する義務に違反し、並びに国の部隊以外に影響をもたらす全ての作為又は不作為をいう。
22　任務に特有の規則
国家の要請が考慮された、標準運用手続、指令並びにＭＩＮＵＳＴＡＨの長、司令官又は国際連合行動基準の主任管理官によって発出されたその他の規則、命令及び指示（二千四年七月九日にポルトープランスにおいて作成されたハイチにおける国際連合活動の地位に関する国際連合とハイチ政府との間の協定に係るハイチ及びドミニカ共和国の関連の法律及び規則についての情報を含む。）をいう。
23　重大な不当行為
個人又はＭＩＮＵＳＴＡＨに対する重大な亡失、損傷又は傷害の結果をもたらす又はもたらすおそれのある不当行為（犯罪行為を含む。）をいう。性的搾取及び性的虐待は、重大な不当行為を構成する。
24　性的虐待
暴力によるか不平等又は強制的な状況におけるかを問わず、身体への性的な性質を有する実際の侵害又はそのおそれをいう。